

静岡県個人情報保護審査会答申概要

(令和3年度)

ページ

- 1 令和3年5月26日答申
自己の相談について実施機関が作成した報告書等に係る部分開示決定に対する審査請求（諮問第42号）…………… 63
- 2 令和3年10月1日答申
実施機関と話合いをした際の記録等に係る保有個人情報非開示決定等に対する審査請求（諮問第44号）…………… 65
- 3 令和4年2月8日答申
自分が特定警察署等に相談した際の相談等受理票等の訂正請求に係る決定処分に対する審査請求（諮問第45号）…………… 68
- 4 令和4年3月2日答申
特定職員への聞取り結果に係る検証結果等の開示決定等に対する審査請求（諮問第43号）…………… 70

答 申 の 概 要

件名	自己の相談について実施機関が作成した報告書等に係る部分開示決定に対する審査請求（諮問第42号）		
本件保有個人情報	自分が行った自分の子に係る相談に対し実施機関が作成した報告書等に記載された個人情報		
主な非開示理由	条例第17条第3号（開示請求者以外の個人情報）及び第7号（事務又は事業に関する情報）		
実施機関	静岡県警察本部長		
諮問庁	静岡県公安委員会		
諮問年月日	令和2年6月11日	答申年月日	令和3年5月26日
主な論点	実施機関が条例第17条第3号（開示請求者以外の個人情報）及び第7号（事務又は事業に関する情報）に該当することを理由に開示しないこととしたことは妥当か。		

審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

審査会の判断

実施機関は、本件保有個人情報のうち、本件非開示部分（申請に係る事件の概要が記載された部分）については条例第17条第3号及び第7号に、警部補（同相当職）以下の職員の氏名及び印影については条例第17条第3号に該当するとして開示しないこととしている。

これに対し、審査請求人は、本件保有個人情報のうち本件非開示部分のみの開示を求めていることから、以下、本件保有個人情報の見分結果も踏まえ、本件非開示部分の非開示情報該当性について判断することとする。

1 本件保有個人情報について

審査請求人は、自己の子が犯罪等により被害を受けたとして、犯給法に基づく犯罪被害者等給付金制度（以下「犯給制度」という。）の利用の可否等に関する相談（以下「本件相談」という。）を実施機関の担当所属に対して行った。

諮問庁によると、本件保有個人情報は、本件相談を受けた実施機関の担当者が相談の概要を所属長に報告し、今後の対応を検討するために作成した文書（本件文書）に記録されたものであり、審査請求人が開示を求めている「4 申請に係る事件の概要」のほか、「1 来庁日時・場所」、「2 申請希望者」、「3 対応者」、「5 来庁目的」、「6 申立内容」、「7 教示内容」、「8 今後の方針」が記載されている。

2 本件非開示部分の非開示情報該当性について

(1) 諮問庁は、本件非開示部分には審査請求人の親族が当事者となった事件（以下「本件事件」という。）の概要が記載されており、本件非開示部分に記載されている情報は審査請求人以外の個人に関する情報であることから、条例第17条第3号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示が妥当と主張する。

(2) これに対し、審査請求人は、本件相談の前に実施機関へ電話し、本件事件の概要を伝えた経緯があることから、本件非開示部分には自分が申し立てた本件事件の概要が記載されており、自分が知り得る情報であるため条例第17条第3号ただし書アに該当し、また、自己の子の生命、健康、生活を保護するために必要な情報であることから、同号ただし書イに該当し、開示が妥当と主張する。

(3) 条例第17条第3号は、開示請求者以外の個人に関する情報は非開示としているが、ただし書アにおいて、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報は開示されるものとしている。また、ただし書イにおいては、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報は開示されるものとしている。

(4) 諮問庁は、審査請求人の主張に関し、本件非開示部分は、審査請求人が実施機関に対し申し立てた内容ではなく、実施機関における情報共有の仕組みの中で、実施機関が関係機関から入手した情報が記載されていると説明する。

(5) 当審査会で本件保有個人情報を見分したところ、本件非開示部分には、本件事件に関する情報として、実施機関が捜査上入手したと思われる情報が記載されており、それらは審査請求人以外の個人である事件当事者に係る極めてセンシティブな情報であると認められた。なお、本件非開示部分には、審査請求人から取得した情報であることを示す記載は認められなかった。

- (6) 犯給制度の利用に関する相談に対して適切な助言指導を行うためには、相談者の申立内容を前提としながらも、相談に係る事件について捜査関係機関として把握している情報なども踏まえる必要があると考えられるところ、本件文書には、「4 申請に係る事件の概要」の項とは別に「6 申立内容」の項が設けられ、相談者である審査請求人の発言概要が相当量記載されていることが確認できる。そして、実施機関では事件に係る情報共有の仕組みが構築されているところ、当審査会で本件非開示部分を見分した結果も踏まえると、本件非開示部分が審査請求人の申立内容を記載したものではなく、実施機関の担当所属において事件を担当する警察署から相談時点で既に報告を受けていた内容及び実施機関の担当所属が相談を受けた後に関係機関から聴取した内容により記載したものであるとの説明は首肯できる。
- (7) このように、本件非開示部分に記載された情報は、実施機関が関係機関から入手した情報であることを踏まえると、審査請求人が本件事件の当事者の親族であるという事情を考慮したとしても、本件非開示部分は条例第17条第3号ただし書アには該当せず、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められない。
- (8) なお、本件非開示部分の一部には審査請求人が知り得る情報が記載されていることが認められたが、本件非開示部分は実施機関における情報共有の仕組みの中で実施機関が関係機関から入手した一体の情報であるため、その一部を区分し、条例第17条第3号ただし書アに該当することを理由に開示すべきだとは認められない。
- (9) また、前述のとおり、本件非開示部分に記載された情報は審査請求人以外の個人である事件当事者に係る極めてセンシティブな情報であると認められるところ、諮問庁は、このような情報を本人以外の者に開示することが前提となると、事件当事者と警察との信頼関係が損なわれるほか、犯給制度に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張しており、当審査会としても、諮問庁の当該主張は否定し難く、本件非開示部分に記載された情報は、条例第17条第7号にも該当するといえる。
- (10) したがって、本件非開示部分に記載された情報は、条例第17条第3号に該当するだけでなく、条例第17条第7号にも該当するといえるため、非開示とすることが妥当である。

答 申 の 概 要

件名	実施機関と話し合いをした際の記録等に係る保有個人情報非開示決定等に対する審査請求（諮問第44号）		
本件保有個人情報	<p>請求1</p> <p>① 平成27～28年度に開示請求して存在を知った24ページの報告書の事実関係の裏付けとなる行政決裁文書（平成25年度から平成31年度まで）</p> <p>② 平成27年度からの開示請求において、平成24年度保健日誌（平成24年10月10日、10月11日、平成25年1月10日）、高等部日誌（平成24年10月10日、10月11日、平成25年1月10日）に事実と異なる記載があったので、このことについて事実かどうかの決裁文書</p> <p>③ 平成27年度に特定教員Aが、魚について特定生徒Bから事実関係を認める証言があった。特定教員Aが特定生徒Bに確認した時の文書</p> <p>④ 平成27年度に特定警察署の警察職員Cもしくは警察職員Dに私が提出した内科の診断書について特定教員Aに説明があった件についてやり取りした文書、メモ</p> <p>請求2</p> <p>① 平成30年6月14日、15日に静岡県教育委員会特別支援教育課が行ったと思われる特定教員E・特定教員Fに対して保健日誌の事実と異なる表記についての特定特別支援学校甲にある聞き取り文書（7ページ）</p> <p>② 上記の保健日誌に事実と異なる表記があったかなかったかの検証結果、及び特定視覚特別支援学校甲の特定教員Gもしくは特定教員Hと静岡県教育委員会特別支援教育課とのやりとりの文書（メール、メモを含む文書）</p> <p>請求3</p> <p>① 平成30年6月14日、15日に静岡県教育委員会特別支援教育課が行ったと思われる特定教員E・特定教員Fに対して保健日誌の事実と異なる表記についての静岡県教育委員会にある聞き取り文書（7ページ）</p> <p>② 上記の保健日誌に事実と異なる表記があったかなかったかの検証結果、および特定特別支援学校甲、特定特別支援学校乙、特定特別支援学校丙と静岡県教育委員会特別支援教育課とのやりとりの文書（メール、メモを含む文書）</p>		
主な非開示理由	条例第21条第3項（文書不存在）		
実施機関	静岡県教育委員会		
諮問年月日	令和2年9月15日	答申年月日	令和3年10月1日
主な論点	実施機関が文書を保有していないとして条例第21条第3項に該当し非開示とした決定は妥当か。（審査請求の対象とされた決定は、請求1①③④・請求2②・請求3②）		
<p>審査会の結論</p> <p>実施機関の決定は妥当である。</p>			
<p>審査会の判断</p> <p>(1) 本件請求1に係る保有個人情報の保有の有無について</p> <p>ア 本件請求1①に係る保有個人情報の保有の有無について</p> <p>本件請求1①は、平成25年10月4日の審査請求人と特定特別支援学校甲、実施機関の話し合いの記録に関し、事実関係の裏付けとなる文書の開示を求めたものである。</p> <p>実施機関は音声データ以外の関係資料は存在しないと主張しているのに対し、審査請求人は、音声データと議事録の内容の一部が合っていないため、音声データ以外にも関係資料が残っているはずであると主張している。</p> <p>当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関からは以下のとおり説明があった。</p> <p>① 当該議事録は、発言者を明記し、一部、発言内容の意味が通るような加工をした箇所もあるが、基本的に発言内容を逐語的に記載したものである。</p> <p>② 事実関係が異なるというような意味での不一致や不整合はないことは確認している。</p> <p>また、審査請求人は、事実関係が正反対に記載されているなどとして、議事録の一部に作文があることは明白だと趣旨の主張をしているため、当審査会事務局職員に議事録と音声データを比較させたと</p>			

ころ、同時に複数人が発言したり、他人の発言を遮るような不規則な発言などの部分が議事録に記載されていなかったり、「両手で大きさを示す」、「体に力を入れて硬直したように見せる」など、発言時の様子を付記して追加している箇所も見受けられたりするなどの差異はあったが、特定の事実の有無について齟齬があることなどは確認できなかった。

審査請求人からは本件請求1①に係る保有個人情報の存在をうかがわせる事情についての主張はなく、実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないことから、実施機関が本件請求1①に係る保有個人情報を保有しているとは認められない。

イ 本件請求1③に係る保有個人情報の保有の有無について

本件請求1③は、審査請求人が特定特別支援学校甲に在籍していた当時の教員と生徒が特定生徒Iから魚をもらっていたとされる件に関し、平成27年に同校の特定教員Aが特定生徒Bに確認したときの文書の開示を求めたものである。

実施機関は、特定教員Aが特定生徒Bに聞き取りを行ったものの、当該聞き取りは口頭で行われたため、文書は存在しないと主張する。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、特定教員Aが行った聞き取りによって得られた情報は既知の情報を超えるものではなかったため文書を作成しなかったとのことであった。

審査請求人からは本件請求1③に係る保有個人情報の存在をうかがわせる事情についての主張はなく、実施機関の説明に不自然、不合理な点はないことから、実施機関が本件請求1③に係る保有個人情報を保有しているとは認められない。

ウ 本件請求1④に係る保有個人情報の保有の有無について

本件請求1④は、平成27年度に特定警察署の警察職員Cもしくは警察職員Dに審査請求人が提出した内科の診断書につき警察から特定教員Aに説明があったことに関し、警察と特定教員Aとがやり取りした文書について開示を求めたものである。

実施機関は、特定警察署からの連絡は口頭でなされており、文書は存在しないと主張するのに対し、審査請求人は、平成27年度に特定警察署の警察職員Cもしくは警察職員Dに提出した内科の診断書について、特定教員Aが警察とやりとりした事実は確認できているため、その資料が残っているはずであると主張する。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、特定警察署との間で口頭でのやりとりはあったと記憶しているが、それまでに把握していた情報を超えるような内容ではなかったと関係者に確認しているとのことであった。

以上を踏まえて判断すると、審査請求人からは本件請求1④に係る保有個人情報の存在をうかがわせる事情についての主張はなく、実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないことから、実施機関が本件請求1④に係る保有個人情報を保有しているとは認められない。

(2) 本件請求2②に係る保有個人情報の保有の有無について

本件請求2②は、平成30年6月14日、15日に静岡県教育委員会特別支援教育課が行ったと思われる保健日誌に事実と異なる表記があったかなかったかに関する特定教員E・特定教員Fに対する聞き取りを踏まえた検証結果と特定特別支援学校甲の特定教員Gもしくは特定教員Hと静岡県教育委員会特別支援教育課とのやりとりの文書の開示を求めたものである。

実施機関は、平成30年6月14日及び15日に行った「調査結果」は当時の状況について事実関係の再確認を行ったものであり、審査請求人の主張する「調査結果」(本件決定3①で開示済み)の内容が事実であるかないかを検証するという考えはなく、また、特定特別支援学校甲と特別支援教育課がやりとりした事実はないため、文書は存在しないと主張する。

これに対し、審査請求人は、保健日誌の不実記載について、当時の実施機関の事務局の指示により検証が行われており、特定特別支援学校甲にその検証結果が残っているはずであると主張する。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、①保健日誌には保健室を訪れたかどうかといった事項が記録されるもので、各日作成され、校長等の決裁をとった上で、一定期間単位で綴り込んで保管しているものである、②本件聞き取りは、審査請求人からの高等部日誌に係る個人情報の訂正請求を契機として行われたものであり、その際、念のため、保健日誌についての聞き取りも行ったが、記載内容に誤りがあるとは認められず、事実確認結果に関する評価をとりまとめた文書は作成していない、③本件聞き取りは特別支援教育課が聞き取りの対象者と直接行ったもので、特別支援教育課は特定特別支援学校甲の特定教員Aや特定教員Hとはやりとりを行っていないとのことであった。

審査請求人からは本件請求2②に係る保有個人情報の存在をうかがわせる事情についての主張はなく、実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないことから、実施機関が本件請求2②に係る保有個人

情報を保有しているとは認められない。

(3) 本件請求3②に係る保有個人情報の保有の有無について

本件請求3②は、平成30年6月14日、15日に静岡県教育委員会特別支援教育課が行ったと思われる保健日誌に事実と異なる標記があったかなかったかに関する特定教員E・特定教員Fに対する聞き取りを踏まえた検証結果と特定特別支援学校甲、特定特別支援学校乙、特定特別支援学校丙と静岡県教育委員会とのやりとりの文書の開示を求めたものである。

実施機関は、平成30年6月14日及び15日に行った「調査結果」は当時の状況について事実関係の再確認を行ったものであり、審査請求人の主張する「調査結果」(本件決定3①で開示済み)の内容が事実であるかないかを検証するという考えはなく、また、特定特別支援学校甲等と特別支援教育課がやりとりした事実はないため、文書は存在しないと主張する。

これに対し、審査請求人は、保健日誌における不実記載について、当時の実施機関の事務局の指示により検証が行われており、特定特別支援学校甲等にその検証結果が残っているはずであると主張する。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、①保健日誌には保健室を訪れたかどうかといった事項が記録されるもので、各日作成され、校長等の決裁をとった上で、一定期間単位で綴り込んで保管しているものである、②本件聞き取りは、審査請求人からの高等部日誌に係る個人情報の訂正請求を契機として行われたものであり、その際、念のため、保健日誌についての聞き取りも行ったが、記載内容に誤りがあるとは認められず、事実確認結果に関する評価をとりまとめた文書は作成していない、③本件聞き取りは特別支援教育課が聞き取りの対象者と直接行ったもので、特別支援教育課は特定特別支援学校甲、特定特別支援学校乙、特定特別支援学校丙とはやりとりを行っていないとのことであった。

審査請求人からは本件請求3②に係る保有個人情報の存在をうかがわせる事情についての主張はなく、実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないことから、実施機関が本件請求3②に係る保有個人情報を保有しているとは認められない。

答 申 の 概 要

件 名	警察本部及び特定警察署に相談した際の相談等受理票等の訂正請求に係る決定処分に対する審査請求（諮問第45号）		
本件保有個人情報	自分が警察本部及び特定警察署に相談した際の当事者の発言内容		
主な非開示理由	訂正を行うべきであるとする明確な根拠が確認できなかったため。（静岡県個人情報保護条例第31条第2項）		
実施機関	静岡県警察本部長		
諮問庁	静岡県公安委員会		
諮問年月日	令和3年5月13日	答申年月日	令和4年2月8日
主な論点	<p>1 審査請求人が訂正を求めている審査請求人の発言内容に関する記述は、静岡県個人情報保護条例第28条第1項の規定に基づく訂正請求の対象である「事実」に該当すると認められるか。</p> <p>2 静岡県個人情報保護条例第30条に基づく訂正義務があると認められるか。</p>		
審査会の結論	<p>実施機関の決定は妥当である。</p>		
審査会の判断	<p>当審査会は、本件審査請求について審査した結果、以下のとおり判断する。</p> <p>(1) 本件訂正請求について</p> <p>本件訂正請求は、審査請求人が、本件対象保有個人情報のうち本件訂正対象情報が事実でないとして、訂正を求めたものである。</p> <p>審査請求人は、①病名や地名、人名等の訂正、②①以外の事実の訂正、③相談時に申し出た内容の追記、④相談時に申し出していない内容の削除、⑤相談を行うに至った経緯等を補記するよう求めている。</p> <p>なお、審査請求人から令和3年9月30日付けで提出された意見書では、⑤について、状況に合わせて適宜訂正してもらいたいという類いの要求ではなく、相談時に相談したように訂正を求める趣旨であるとされているため、⑤の類型についても①から③のいずれかの類型に含まれるものとして判断する。</p> <p>(2) 訂正請求対象情報該当性について</p> <p>条例第28条第1項は、何人も、第26条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができることと定めており、ここに「事実」とは、その正誤が客観的に判定できる事項をいう。</p> <p>審査請求人が本件訂正請求で訂正を求めている情報は、本件相談における審査請求人が申し立てた内容や相談取扱者の指導の内容という当事者の発言内容を記載したものであることから、客観的に正誤を判定できる事項であるといえ、条例第28条第1項の規定に基づく訂正請求の対象である「事実」に該当すると認められる。</p> <p>(3) 訂正の要否について</p> <p>訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているか等の、請求を受けた実施機関が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、実施機関に対して自ら根拠を示して、明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、訂正請求を行う者から明確かつ具体的な主張若しくは根拠の提示がない場合、又は当該根拠をもってしても請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、条例第30条に規定する「訂正請求に理由があると認められるとき」には該当しないことになると考えられる。</p> <p>また、条例第30条では、「利用目的の達成に必要な範囲内で」保有個人情報の訂正をしなければならないと規定しており、当該訂正請求に理由があると認められるときであっても、訂正請</p>		

求に係る保有個人情報の利用目的に照らし訂正の必要がない場合は、当該保有個人情報を訂正する義務は認められない。

以下、本件訂正請求について、条例第 30 条に基づく訂正義務があると認められるか否か検討する。

ア 本件訂正対象情報について、諮問庁によれば、相談等受理票等は、相談を受けた処分庁の職員が聞き取った相談内容について、相談者に証拠資料を求めたりすることなく、その後の措置等を的確に判断するために必要な範囲で要点を押さえて記載しているものであって、相談内容が正しいものとして記録するものではないとしている。このことを踏まえると、本件訂正対象情報について「事実でない」とは、相談時に申し出た内容と異なる場合であるといえる。

一般的に、口頭でのやり取りにおける特定の発言の有無や内容については、録音記録等の客観的な記録によって確認するものと考えられるところ、処分庁によれば、相談等受理票等は、前述のとおり、相談を一語一句記載する必要はないため、やり取りを録音することはなく、本件相談においても、録音は行われていなかったとのことである。よって、訂正対象情報が事実であるか否かを確認することは困難であると認められる。

イ 仮に本件訂正対象情報が事実ではなく、審査請求人が申し立てていることが事実であると認められたとしても、以下の理由により、訂正の義務は認められない。

諮問庁によると、相談等受理票等における保有個人情報の利用目的は、県民からの相談等に対してその後の措置を的確に判断することであるとのことである。

当審査会にて本件対象保有個人情報を見分したところ、本件訂正請求に係る相談に対し、相談日当日あるいは相談後数日以内に措置が講じられていることが確認でき、審査請求人が申し立てている内容に訂正することが、本件保有個人情報の利用目的の達成に必要なものであるとは認められなかった。

以上のことから、処分庁に条例第 30 条に基づく訂正義務があるとは認められない。

答 申 の 概 要

件 名	特定職員への聞き取り結果に係る検証結果の開示決定等に対する審査請求（諮問第46号）		
本件保有個人情報	平成30年6月14、15日に行われた高等部日誌及び保健日誌に関する特別支援教育課で行われた特定教員A、特定教員Bの両名の聞き取りの回答結果に対しての特別支援教育課での行政決裁文書（検証結果）		
主な非開示理由	条例第21条第3項（文書不存在）		
実施機関	静岡県教育委員会		
諮問年月日	令和3年11月2日	答申年月日	令和4年3月2日
主な論点	実施機関が文書を保有していないとして条例第21条第3項に該当し非開示とした決定は妥当か。		

審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

審査会の判断

本件請求を受け、実施機関が特別支援教育課内で供覧した本件聞き取りの結果（以下「供覧文書」という。）を特定して当初決定を行ったのに対し、審査請求人は供覧文書以外に、「①行政決裁文書（検証結果）」（以下「検証決裁文書」という。）及び「②平成30年4月中旬から平成30年6月13日までの間の学校とのメールでのやりとり」（以下「やりとりメール」という。）についても追加して開示すべきだとして、本件審査請求を提起した。その後、実施機関は、検証決裁文書について不存在を理由とする追加決定を行ったが、やりとりメールについては本件請求の内容に含まれず、対象文書として特定する必要はないと弁明書で主張している。上記の経過を踏まえると、本件審査請求については、追加決定によってもなお、検証決裁文書が開示されていないこと及びやりとりメールが特定されず開示決定が行われていないことが争われているものといえるため、以下、検討する。

(i) 保有個人情報の特定について

ア 本件請求に係る保有個人情報開示請求書（以下「本件請求書」という。）の「開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称又は保有個人情報の内容」の欄には、「平成30年6月14、15日に行われた高等部日誌及び保健日誌に関する特別支援教育課で行われた特定教員A、特定教員Bの両名の聞き取りの回答結果に対しての特別支援教育課での行政決裁文書（検証結果）」と記載されている。

イ 静岡県教育委員会事務決裁規程（平成30年教育委員会訓令甲第4号）第2条第13号によれば、「決裁」とは、教育委員会、教育長、県立学校の校長等が「自らの権限に属する事務の処理について意思決定することをいう。」とされており、本件請求の対象となるのは、本件聞き取りの結果について、特別支援教育課長の権限において検証に係る意思決定が行われた際の文書である。そして、当該文書については、不存在を理由に非開示とした追加決定において請求対象として特定されている。

ウ 審査請求人はやりとりメールについても開示決定を行うべきだとするが、そもそも本件請求書には記載がないため、本件請求の内容に含まれているとは認められず、実施機関がやりとりメールを特定した開示決定等を行っていないことは妥当である。

エ なお、審査請求人は不服を申し立ててはいないものの、実施機関が供覧文書を本件請求の対象として特定したことに関し、当審査会事務局職員をしてその理由を確認したところ、実施機関は以下のように説明する。

(7) 本件聞き取りは、審査請求人から高等部日誌の記載に係る保有個人情報訂正請求を受け、訂正の可否を判断するに際して事実関係を確認したものであって、本件聞き取りの結果を踏まえた検証は想定しておらず、実際にも行っていない。

(8) 審査請求人からは、本件請求の1年ほど前に行われた別件請求で、本件聞き取りに係る検証結果の開示が求められたが、本件聞き取りの結果に関する評価を取りまとめた文書を作成していないとして、非開示決定を行った経緯がある。

(9) 本件聞き取りの結果に係る決裁文書は保有していないが、本件聞き取りの結果を特別支援教育課内で供覧していたため、「行政決裁文書」の対象を広義に解釈した上で、供覧文書を対象として当初決定を行った。

オ 供覧文書を特定した当初決定は、追加決定同様、本件聞き取りの結果を踏まえた検証を行っていないことを前提にしたもので、追加決定と矛盾せず、別件請求に係る保有個人情報開示請求書には記載のなかった「行政決裁文書」の意味を広義にとらえ、供覧文書を特定したことが妥当でないとはいえない。

(2) 保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関は、(1)エのとおり、本件聞取りは、審査請求人から高等部日誌の記載に係る保有個人情報訂正請求を受け、訂正の要否を判断するに際して事実関係を確認したものであって、本件聞取りの結果を踏まえた検証は想定しておらず、実際にも行っていないため、検証決裁文書については保有していないとして、追加決定を行っている。

イ 検証決裁文書の存在をうかがわせる事情について審査請求人からの主張はなく、実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないことから、実施機関が当初決定で対象とした供覧文書以外に本件請求に係る保有個人情報を保有しているとは認められない。

(3) その他

審査請求人は、令和2年6月18日付けで実施機関が受け付けた別件請求で、本件聞取りに際して行われた特別支援教育課と特定特別支援学校等とのやりとりの文書（メール、メモを含む文書）について開示請求を行い、実施機関が行った不存在を理由とする非開示決定に対して審査請求を提起している。

当該審査請求については、実施機関から令和2年9月14日付けで当審査会に諮問され、令和3年10月1日付けで、実施機関が行った非開示決定を妥当とする答申を行ったところである。